

医政総発 0731 第 1 号
職需発 0731 第 3 号
令和 8 年 7 月 31 日

各都道府県

医政関係担当課長 殿

厚生労働省
医政局総務課長
(公 印 省 略)
職業安定局需給調整事業課長
(公 印 省 略)

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令
第二条第二項の市町村を定める省令の一部を改正する省令の公布について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）第 4 条第 1 項第 3 号及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和 61 年政令第 95 号）第 2 条第 1 項の規定により、病院等における医療関係業務について労働者派遣事業を行うことは原則として禁止されておりますが、医療関係業務に係る就業の場所が同項に規定する「へき地」にある場合には、労働者派遣事業を行うことが認められております。「へき地」に該当する市町村については、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令第二条第二項の市町村を定める省令（平成 18 年厚生労働省令第 70 号。以下「へき地省令」という。）で定められているところです。

今般、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令第二条第二項の市町村を定める省令の一部を改正する省令（令和 8 年厚生労働省令第 120 号。以下「令和 8 年改正省令」という。）により、別添のとおり、へき地省令の一部を改正することといたしました。

令和 8 年改正省令については、本日公布され、令和 8 年 9 月 1 日より施行されることとなります。

制度の趣旨を御了知いただくとともに、貴管内の医療機関や関係団体等への周知をお願いいたします。

照会先：

職業安定局需給調整事業課
需給調整係 桐葉・木下・加藤
03-5253-1111（内線 5745）